

高知競馬場内サービス施設運営事業プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

高知競馬場内サービス施設運営事業

(2) 事業の目的と内容

高知県競馬組合（以下「組合」という。）は、来場者サービスの充実を図ることを目的に、建物の一部について、貸付を行い、高知競馬場内サービス施設を安定的に運営できる事業者を広く一般に公募し選定します。

この事業の運営及び使用料にかかる条件等については、別添「高知競馬場内サービス施設の運営等に関する仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりです。

2 選考委員会の設置

別途定める「高知競馬場内サービス施設運営事業プロポーザル選考委員会設置要領」に基づき、選考委員会を設置します。

3 貸付の相手方の決定方法

提出された書類と企画提案者（以下「参加者」という。）の行うプレゼンテーションを審査する選考委員会を開催します。選考委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を区画ごとに選定します。

貸付に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを確約するものではありません。選定後には、候補者と組合は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、貸付に向けた手続きに進みます。交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて組合と交渉を行うこととなります。

4 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

また、次の要件を満たしている複数の個人また又は法人（以下「運営事業者」という。）による共同提案のグループ参加も可能とします。ただし、グループでの参加申込にあたっては、1 運営事業者につき 1 件の申込とし、当該グループの構成事業者は共同提案の事業について連帯して責任を負うこととします。

なお、フランチャイズ方式での参加も可能とします。その場合は、フランチャイズ加盟業者との責任分担を明確に示した文書等、フランチャイズ加盟業者との関係性がわかる文書を提出してください。フランチャイズ方式の場合は、フランチャイズ加盟店を 1 事業者とみなします。

- (1) 高知県内に主たる事務所（本社、本店又は高知県内の地域機能を統括する拠点等）を置く者であること。
- (2) 本社、本店又は高知県内の地域機能を統括する拠点等が都道府県税を滞納していないこと。
- (3) 本社、本店又は高知県内の地域機能を統括する拠点等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (6) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (7) 食品衛生法等関係法令に違反したとして行政処分を受けていないこと。

5 現地見学

現地の状況を見学したい場合は、「13 問合せ先」へ、現地見学申込書（別紙様式 1）により持参、郵送、電子メール又は F A X でお申し込みください。

なお、電子メール又は F A X による場合は、電話にて送信した旨をご連絡ください。

6 質疑と回答

質疑は令和 8 年 9 月 25 日（金）17 時までに質疑書（別紙様式 2）により持参、郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）、F A X 又は電子メールで受け付けます。F A X と電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。

質疑と回答の内容は令和 8 年 10 月 2 日（金）までに、高知県競馬組合のホームページに掲載予定です。

なお、電話又は口頭での問合せや受付期間外の質疑、照会等は受け付けません。

7 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルの参加を希望する事業者は、以下の書類を提出してください。

なお、1 つの事業者が複数の申請を行うことは、認めません。

〔提出書類の様式、提出部数等〕

様式については、別紙「高知競馬場内サービス施設運営事業プロポーザル募集要領様式集（以下、「様式集」という。）」をご参照ください。（様式番号は、様式集内の番号と対応しています）

①スタンド棟1階 区画1への申し込みを希望する事業者

様式 番号	提出書類 の名称	内 容	規格	部数	提出締切
3	出店申込書（1階区画1）	【添付資料】 （1）県税事務所で発行する全税目の納税証明書（発行3か月以内のもの） （2）消費税及び地方消費税の納税証明書（発行3か月以内のもの） （3）過去2年間の決算書 （4）法人登記簿謄本（個人事業主は住民票） （5）代表者の略歴書（任意書式） （6）パンフレット、会社案内資料等	A 4 縦	正本 1部	9/25(金) 17時
4	出店概要書（1階区画1）	必要事項を記入して提出してください。	A 4 縦	正本 1部 副本 6部	10/9(金) 17時

②スタンド棟1階 区画2への申し込みを希望する事業者

様式 番号	提出書類 の名称	内 容	規格	部数	提出締切
5	出店申込書（1階区画2）	【添付資料】 「出店申込書（1階区画1）」と同様	A 4 縦	正本 1部	9/25(金) 17時
6	出店概要書（1階区画2）	必要事項を記入して提出してください。	A 4 縦	正本 1部 副本 6部	10/9(金) 17時

（1）提出方法等

① 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

② 提出期限

令和8年9月25日（金）17時（必着）

③ 提出先

「13 問合せ先」に同じ

（2）資格要件の確認

高知県競馬組合管理課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認を令和8年9月30日（水）までに申込者へ電子メールにて通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

- ① 出店申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を令和8年10月1日（木）までに通知書面を発送します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（土曜日及び日曜日を除く。）以内に、書面により、高知県競馬組合管理者（以下「管理者」という。）に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。
- ② 管理者は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

8 出店概要書及び企画提案書の作成

(1) 出店概要書

① 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

② 提出期限

令和8年10月9日（金）17時（必着）

③ 提出先

「13 問合せ先」に同じ

(2) 企画提案書

別途定める「企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成し、提出してください。

9 選考

別途定める「選考要領」に基づき実施します。

10 選考結果

選考結果は、令和8年10月19日（月）までに、全ての参加者に通知文書を発送します。なお、選考結果は開示請求があった場合には開示の対象となります。

11 日程

令和8年9月3日（木）	募集開始
令和8年9月25日（金）17時	質疑及び出店申込書 提出期限
令和8年10月9日（金）17時	出店概要及び企画提案書 提出期限
令和8年10月15日又は16日	選考委員会
令和8年10月19日（月）	選考結果通知

12 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（組合内及び選考委員会での使用に限りします。）します。
- (3) 提出された出店申込書等は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があ

った場合には、対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、高知県情報公開条例第6条第1項第4号の規定を参考に非開示とすることから、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を非開示理由書（様式7）により提出してください。（非開示理由書は、様式集内にあります）

ただし、開示・非開示の判断は提出いただいた書類の内容を参考に、同条例に基づいて組合が客観的に判断します。

（4）契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

13 問合せ先

高知県競馬組合管理課

（〒781-0271 高知市長浜宮田 2000 番地）

担当者 高尾・甫木・楠瀬

T E L 088-841-5123

F A X 088-841-5130

E-mail mf@keiba.or.jp

ホームページ <http://www.keiba.or.jp/>

14 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- ①提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- ②選考委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- ③組合職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- ④選考結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- ⑤プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- ⑥その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

15 その他

- （1）参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の組合との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- （2）企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とします。